

次に掲げる規程は、廃止する。  
一 京都大学職員の勤務の宣誓に関する規程及び京都大学職員の勤務時間等に関する規程を廃止する規程  
二 京都大学職員の勤務時間等に関する規程（平成四年四月三十日総長裁定）  
附則  
この規程は、平成十六年七月三十日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。